平成２８年（フ）第２１６号
函館市富岡町２丁目66番２－107号　ピアコート21、開始決定時の住所函館市赤川１丁目20－10　赤石亜由美方
破産者　小向　英幸
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第３２４号
函館市高松町428番地９
破産者　塩屋　勝広（旧姓名和）
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第１０３号
石川県加賀市松が丘１丁目９番地の12、従前の住所石川県金沢市北安江１丁目７番36号
破産者　平野　友樹
1　決定年月日　平成29年３月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第６号
大阪府貝塚市橋本106番地４－４棟204号、前住所大阪府貝塚市橋本855番地
破産者　藤野　八郎
1　決定年月日　平成29年３月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１７４２号
札幌市白石区菊水１条１丁目２番52－1002号、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別東２条３丁目４番16号
破産者　三浦　明敏
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７８１号
高知県香南市野市町大谷393番地９、開始決定時の住所大阪市北区与力町６番６－905号
破産者　豊永　孝規
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２号
島根県出雲市稗原町2919番地
破産者　石川　泰之
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２８年（フ）第３６７号
広島市西区草津梅が台11番２号、破産開始時の住所広島市中区国泰寺町２丁目２番28－1103号
破産者　近藤　朱美
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２８６号
熊本市東区小山２丁目１－48　103号、住民票上の住所熊本市東区小山１丁目１番12号
破産者　藤本つるみ
1　決定年月日　平成29年３月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２８号
北海道旭川市永山７条12丁目１番11号
破産者　本多　孝男
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２７８号
横浜市金沢区六浦５丁目５番13－201号
破産者　檜山不美靖
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０９０号
横浜市旭区万騎が原７番地２
破産者　袋　　正義
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４１３号
横浜市港北区高田西１丁目18番24号
破産者　加瀬　大寛
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１０３号
京都市左京区岩倉長谷町1562番地　ルミエール539　101号、前住所京都市左京区大原上野町252番地の１
破産者　辻石　一之
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１１３２号
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地７棟304号、前住所京都市西京区山田大吉見町18番地13
破産者　能登　英夫
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１３６号
長崎県長崎市小浦町714番地35　シャーメゾン福田101、旧住所長崎県長崎市小浦町714番地35　シャーメゾン福田202
破産者　松尾　　稔
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
熊本県菊池郡菊陽町光の森６丁目19番地５　レインボーヒルズⅡ　503号
破産者　鈴木　善晴
1　決定年月日　平成29年３月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係